

「日本学術会議」会員の任命拒否は“学問の自由”“民主主義”の全否定!

——菅専制強権政治を露呈——

日本学術会議は「戦前の国家による言論の自由や学問への弾圧（滝川事件・天皇機関説事件）、あるいは軍が大学に出入りし強引に科学者が軍事目的の研究に動員された体制＝戦争への協力」に対する反省に基づいて、「日本学術会議法」により 1949 年設立されました。だから内閣総理大臣の“所轄”で経費は国庫負担であっても政府から“独立”して職務を行う“特別の機関”として規定されています。

その「科学者の国会」とも言われている日本学術会議の会員の任命にあたり菅内閣は 6 名の学者の任命を拒否しました(2020 年 9 月)。学術会議が推薦した会員 210 人の半分である改選者 105 名のうち 99 名しか任命名簿に上がってこなかったのです。日本学術会議法違反の行為です(7 条:推薦に基づいて内閣総理大臣が任命)。

「任命拒否は学問の自由・表現の自由への侵害だ」「拒否した理由をまったく説明しないのは民主主義の否定です」「人事を握ってみづからの政策に反対する人々を排除するもの」と多方面から批判の声が上がりました。しかし 11 月予算委員会の答弁でも「一切変更するつもりはない」と。

菅首相は「推薦された方をそのまま任命してきた前例を踏襲してよいのか考えてきた」「学術会議は政府の機関であり年間約 10 億円の予算を使って活動している」「任命された会員は非常勤特別職国家公務員の立場になる。任命する責任は首相にある」「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」「法律に基づいて任命を行っている」といい「個々の人事に関することについてコメントは控えたい」と任命拒否の説明すらしないのです。

拒否された 6 名の方はそれぞれの学術的研究成果を上げておりますが安保法制に反対、共謀罪に反対、特定秘密保護法に反対したり、辺野古の米軍基地建設への防衛省のとった法的手段を批判したりしている人です。

誰でも「政府に批判的行動をとると任命されないことになる」と思ってしまう。

政府が国民への不利益決定の説明をしなければいられないほど市民は思考・行動を萎縮させます。民主主義社会ではありません。

でもなぜか世間の反応は冷ややかです(津田大介)。10/17・18 朝日新聞の世論調査では任命拒否は妥当でないが 36%。「妥当ですが 31%」と。又ある大学の学生のアンケートでは任命拒否は適切でないが 47%に対し「適切ですは 53%」なのです。

適切と言う人たちが理由で言うことは“国が 10 億円も出している機関だから”“国家公務員だから菅さんに任命権限があるでしょう”などです。多くの誤った事実認識からこのような結果になっているような気がします。

《今一度問題点を明らかにしていこうと思います。》

1、「日本学術会議法」の規定内容:推薦と任命との関係について&1983 年以降のこ

これまでの政府の立場

1983年の法改正で公選制度から推薦制度へ改訂されたとき内閣総理大臣の任命の持つ意味が参議院文教委員会で議論されました。中曽根首相は答弁で「政府が行うのは形式的任命に過ぎない。学問の自由、独立はあくまで保障される」と。丹羽総理府総務長官は「学会の方から推薦をいただいた者は拒否しない。そのとおりに形だけの任命をしていく」と答弁しているのです。しかも高岡説明員は「この点につきまして内閣法制局におきます法律案の審査に起きまして十分にその点を詰めたところですよ」と。

2004年の法律改正においても、「推薦された会員の候補者につき首相が任命を拒否することは想定されていない」と総務省の説明資料に記載されています（小西参議院議員指摘）

II、管政権の任命拒否根拠：2018年文書

にもかかわらず今回、これまでの立場を全否定した「内閣総理大臣に推薦どおりに任命すべき義務があるとまではいえない」と主張する管政権の根拠が2018年11/13の内閣府日本学術会議事務局による「日本学術会議法 17条による推薦と内閣総理大臣による任命の関係について」の解釈文書なのです。

この文書では日本学術会議法について触れず、憲法 65 条、72 条、15 条を根拠にして首相に実質的任命権を主張しています。

- ① 65 条・72 条から内閣総理大臣は会員の任命権者として日本学術会議の人事を通じて一定の“監督権”を行使できる
- ② 憲法 15 条 1 項“公務員の終局的任命権が国民にある”と言う国民主権の原理からすれば任命権者たる内閣総理大臣が会員任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならない。からすれば内閣総理大臣に日本学術会議 17 条の推薦どおりに任命すべき義務があるとまではいえないと考えられる。
- ③ なを内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されない。

III、2018年解釈批判：憲法 15 条 1 項等の根拠を望月さん、豊永さんなどが法理論的に批判・論破。

望月さんは 15 条 1 項は総理の任命権と直接結びつかないと。「直裁に総理が具体的な権限を付与されることはありえず総理が具体的な権限を行使するには常に法律の明文の根拠が必要だ」（大浜早稲田大名誉教授）とその根拠を明らかにしました。

豊永さんは「公務員だから国民に責任を負う首相が当然に人事を行えると主張するが、当の国民が会員の選定について特別に法律（日本学術会議法）で定めているのだ。首相の責任はこの法律を忠実に執行することにある」と 15 条を持って首相に実質的な任命権まで与えているのではないと批判しています。

民主主義科学者協会の声明では、「65 条・72 条から首相の“監督権”を言うが、学術会議の特別の機関・独立性を担保するため日本学術会議法 1 条で“所轄”にしている」「国民はその固有の権利である“公務員の選定権”を、国民の直接の代表機関で

ある国会が定めた日本学術会議法7条・17条を通じて日本学術会議と言う機関に付与しているのであって、任命者たる内閣総理大臣に付与してはいないのである」と。

*法理論的にまったくフェイクな組み立てで憲法15条からあたかも内閣総理大臣に全権利が与えられているかのような2018年の解釈は認められません。

それでも加藤官房長官や内閣法制局は「解釈変更ではない」と言い続けています。

1983年の政府の答弁「学会の方から推薦していただいた者は拒否しない。形だけの任命をしていく」と、2018年の「必ず任命する義務はない」「推薦者に対してそのとおり任命しなければならない義務的なものまで課されていない」の解釈がまったく同じものではないことは国語を勉強した小学生でも分かること。

集団的自衛権は認められないとした1972年の政府見解のなかに“認められる”ことが書いてあるという“ウソ”を根拠に解釈変更ではないとして集団的自衛権を認める安保法制を強行採決したときまったく同じ理屈です。

文章・言葉への論理的誠実さがありません。「ことば」が死んだら「民主主義」は成り立ちません。

IV、「安全保障技術研究推進制度」に反対する学術会議

このようにしてまで偽りの理屈を創ってまでも学術会議の会員人事に介入する理由は何なのだろうか？2018年前後の動きを見るとその内容が見えてきます。

2014年「防衛装備移転三原則」で武器輸出の自由、外国との共同研究が可能に。

2015年防衛装備庁新設。

2015年防衛省が「安全保障技術研究推進制度」を開始(2015年3億円・2016年6億円・2017年110億円)。

2017年:学術会議の中でこの安全保障技術研究推進制度への議論が起こり始まる。当時の大西会長は自衛のための軍事研究(デュアルユース)ならいいとってみづからの「豊橋技術科学大学」で防衛省からの資金を導入し研究しました。学術会議の多くの会員は問題として2017年に「1950年・1967年に出した「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」という声明を継承する。防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は将来の装備開発につながるという明白な目的として公募・審査がおこなわれ・・・問題が多い」と声明を出しました。

2016年大西会長時3名の会員欠員に6名の名簿を出したが政府が難色を示し結局欠員のまま。

2017年には推薦105人のところ111名の名簿を出して大西会長と杉田氏との間で調整していた事実からして、なんとしても学術会議の内部に対し人事を介入してコントロールしたいという思いが強かったようです。そして今回の6名の任命拒否です。

2015年から始まった軍事研究(軍民両用デュアルユース)の制度は2021年108億円の予算が計上されています。2015年以降の大学の応募数は2015年58件(53%)、2016年23件(52%)、2017年22件(21%)、2018年12件(16%)～2020年9件(8%)と2017年の学術会議の声明が大きく影響しているようです。(宮川衆議院議員指摘)

軍民両用技術・デュアルユースの科学研究ならば、防衛省からの巨額の資金が大学

公共機関・民間企業に投資されているものだろうか？科学研究と軍事の関係について考えてみましょう。

西川さんの指摘が的確なので“西川純子「安全保障問題と軍産複合体」”から引用します。

皆様ご存知のように米国アイゼンハワー大統領は 1961 年大統領職を辞するあたって話されました「巨大な軍事組織と大規模な兵器産業とが結びついて巨大な権力を握るようになることに国民の注意を喚起し、この結びつきを“軍産複合体”と呼びました。アイゼンハワー大統領がみづから創った軍産複合体の大規模な兵器産業とは戦争のあるなしに係わらず常に兵器生産を専門とする“恒常的兵器産業”のことであり、アイゼンハワーが辞した 1961 年から 38 年後の 1999 年には企業合併もあり 5 大企業で兵器調達 37%、研究開発費の 48%を独占し、科学者・大学は兵器産業の下請けになっていると。

西川さんは言います。「日本はどうすれば科学者が軍学共同の誘いを振り切る事ができるのかみんなで考えなければならない。『軍産複合体』が誕生してからでは遅いのです」と。

残念ながら 10/1 以降 6 名任命拒否の問題を解決できないままで学会のありようが議論され始めています。

自民党では「日本学会」そのものを検討し直すプロジェクトチームをつくり議論がされています。

2017 年日本学会が、政府防衛省がデュアルユースの名のもとにすすめる大学での軍事研究(安全保障技術研究推進制度・予算約 108 億円)への批判的声明を出したころから「世界はデュアルユースで最先端の技術はいつでも軍事転用できる。学会・アカデミアがこれはやっちゃいけない、これはいいというのは非常に問題」(甘利氏)と批判しています。

11/17 参議院内閣委員会では自民党議員が質問の中で“大学などの研究機関は軍事研究に係わるべきではないとの立場”を取る学会を攻撃し、今後の学会の改革で取り組むようにと質問すれば、それに答えて井上科学技術担当相は「梶田会長に話してある」「しっかり取り組んでいきたい」と。

更に 11/26 井上大臣と梶田学会会長との会談で「学会を国の機関から切り離しについても検討していくべき」と学会のありようはかなり踏み込んでいます。

もう学会のこれまでの“学問の自由・言論の自由・科学の公正性・平和主義を追い求めた基本姿勢のつぶしにかかっています。任命拒否の問題から学会のありようにと“論点ずらし”とマスコミは言うが、学会の重要な内実を排除し菅政権の思うような学会へと行政改革しようとする本音が露呈しだしているのです。

V、10 億円のお金？

「10 億円のお金(予算)をもらっているから政府の言うことを聞くべきだ」と言う市民も多い。先般の「あいちトリエンナーレ」と同じようなことが言われています。

しかしイタリア学会の藤谷さんは言います。「イタリアの大学は大半国立です。でも国からお金をもらっている恩義で権力に従うなどと学者は考えていません。前提となる

国家観が違うのです。・・・政治とはみんなのために行う活動なのです。国家は市民の自由を保障するために存在するのです」と。ちなみに全米科学アカデミー210 億円の事業費のうち 80%は公費です。英国王立協会は 97 億円のうち 70%が公費なのです。

コロナ禍ショックで心も、頭も、目も見えなくなってしまったのだろうか？

私たちの民主主義は踏みとどまれるのか？踏みとどまらなければなりません。

VI、「任命拒否」は学術会議への統制強化。“監視・管理社会へ”

いろいろな観点から分析して今回の任命拒否は、民主主義・国民主権にとって非常に重大な課題を私たちに突きつけていることが明らかになりました。

研究者の国会とも言われている日本学術会議の人事権を握ることで会議そのものの活動をコントロールしていこうとする菅内閣の安倍政治の継承がより強力な形で出されています。

菅首相は首相になるなり言いました。官僚に対して「政策に反対するなら異動してもらおう」と。権力を握った菅政権の決定に異を唱えることを許さない恐怖政治が安倍政治以上に継承強化されるのでしょうか。

今回の任命拒否の行動は菅政権が進めようとしている大きな動きとつながっています。菅首相は竹中平蔵氏と一緒にコロナ禍のショック状況を使って一気に呵成に“デジタル社会+マイナンバー制度=ビッグデータ・各個人のパーソナルデータを一元管理する監視・管理の社会”をつくろうとしています。その仕組みはグローバル企業へ莫大な利潤をもたらすものです(新自由主義)。

デジタル庁、規制緩和、縦割り行政打破の名のもと“公”の役割の打ちこわしと“民”への移行、自助・共助・公助といって自己責任社会の徹底化、テレワークで働き方改革=労働基本権無視の裁量労働へ、オンライン診療・オンライン教育での情報管理、スマホの携帯電話価格値下げによる公共電波・情報の政府による規制コントロール強化、その大きな流れのひとつとしての学問の府学術会議への破壊攻撃が今回の任命拒否(人事権を握って学問への統制強化)と見ることが出来るのではないのでしょうか。

安倍政治もひどかったが、菅政権はそれ以上にとんでもないショックドクトリン政治を展開し始めています。はっきりとNOと言っていきましょう。

日本学術会議会員 6 名の任命拒否を撤回させましょう。拒否理由を説明させきっちり菅首相に謝罪させましょう。国民には公務員(議員)を罷免する権利があるからこそ主権者なのです。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

***活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。**